

輸入の承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

1 マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント・油性アジュバント加）
不活化ワクチン（エムパック）

（1）主成分

マイコプラズマ・ハイオニューモニエ J株19022-001 不活化菌

（2）対象

豚

（3）用法及び用量

1週齢以上の子豚に1mLを2週間隔で2回、頸部筋肉内に注射する。
又は、3週齢以上の子豚に2mLを1回、頸部筋肉に注射する。

（4）効能又は効果

豚のマイコプラズマ性肺炎による肺病変形成の抑制ならびに増体量抑制及び飼料
効率低下の軽減

2 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される旧法第23条において準用する旧法第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の輸入の承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）